

第 53 期 高知地方最低賃金審議会

第 5 回 高知県最低賃金専門部会

日 時 令和 3 年 8 月 5 日

場 所 高知労働局

議 事 次 第

1 開 会

2 議 事

高知県最低賃金の改定審議

3 閉 会

第 53 期 高知地方最低賃金審議会  
第 5 回 高知県最低賃金専門部会

1 開催日時 令和 3 年 8 月 5 日 13 時 33 分 ~ 16 時 30 分

2 出席状況 公益代表委員 3 名  
労働者代表委員 3 名  
使用者代表委員 3 名

3 議題・議事要旨

(1) 改定審議

労働者側の主張の要旨

「他県の結審状況によれば目安と同額の 28 円での結審が最も多く、目安に上乘せされたとしても +1 円 ~ +2 円程度であるとの情報を得ている。労働者側としては全会一致での結審を望んでいる。また、経営者側は一貫して「凍結」という表現を使っているが凍結とは何を意味しているのか説明すべきではないか。」との主張が行われた。

使用者側の主張の要旨

「凍結とは引き上げ額 0 円を意味する。」「再三申し上げるが今年度の中央最低賃金審議会が示した目安額 28 円の根拠が不明であり、このように中央主導で目安額が示されるのであれば来年度以降の地方最低賃金審議会の存在意義がないのではないか。」との主張がなされた。

公益委員意見

「本日、全会一致による結審となれば 10 月 1 日発効となるが、10 月 1 日発効よりも今年度の審議においては十分審議を尽くすことが重要であると考え。また、D ランクの外県の結審状況も考慮する必要があるため、明日も引き続き専門部会での審議を継続したい。」との意見が示され了承された。

(2) その他

明日の第 6 回専門部会は高知労働局別館 3 階会議室において 13 時 30 分から開催されることとなった。また、全会一致に至らなければ本審を 16 時より高知労働局別館 3 階会議室において開催することが承認された。